

身体的拘束最小化宣言

当院では、患者さんの身体拘束廃止・防止に向けて、ケアにあたる看護職員・介護職員だけでなく、組織全体として取り組んでいきます。

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。身体拘束は、本人の行動を、当院に外の者が制限することであり、当然してはならないことです。

やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、職員および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくよう努めます。

令和8年6月 院長 佐藤隆之